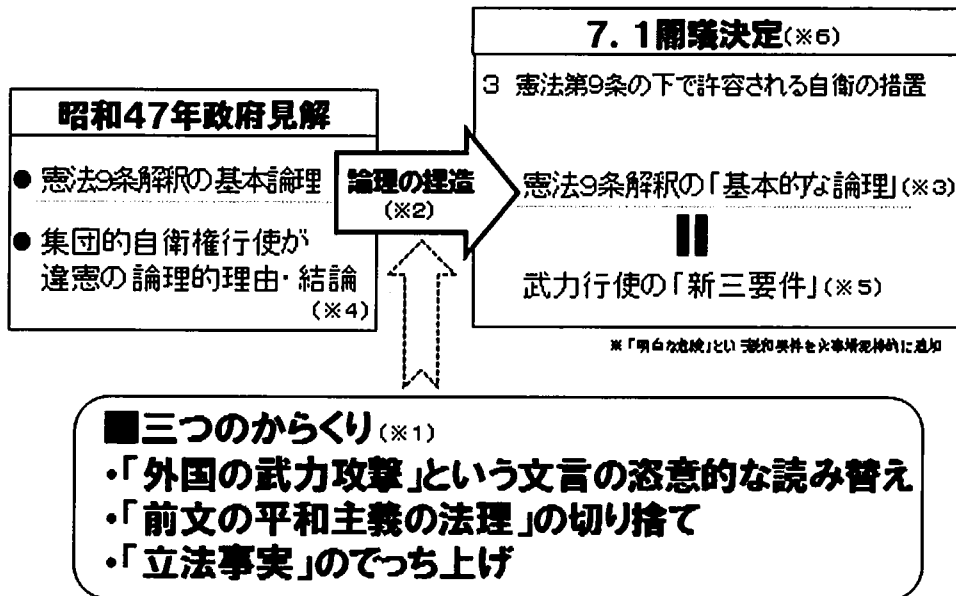


# 解釈改憲の構造の解説

## 【解釈改憲の構図】



※1： 「読み替え」（解釈改憲の根底のからくり）の際に、それを法的に不可能とする二つの障壁に対して、(a)「憲法前文の平和主義の法理」の切り捨て(第二章)、(b)集団的自衛権行使の政策的必要性・合理性に係る「立法事実」のでっち上げたその検証の放棄(第三章)という、法令解釈のルールを逸脱した手口を実行している。

※2： 個別的自衛権しか含まれていないはずの昭和47年政府見解にある基本論理に「限定的な集団的自衛権も含まれる」と意図的に読み直し、それから当該基本論理にある「憲法前文の平和主義の法理」等を法理上も文面上も切り捨て、憲法9条解釈の基本論理を捏造したのが7.1閣議決定の「基本的な論理」である。

※3： 従って、安倍内閣の主張によれば、「限定的な集団的自衛権行使」は、昭和47年政府見解にある基本論理たる「基本的な論理」にも当初から含まれ、それから捏造した7.1閣議決定の「基本的な論理」にも当然に含まれていることになる。そして、安倍内閣は、歴代政府が憲法9条解釈として一貫して国会答弁等してきたのは、この「基本的な論理」であったのだと主張している。

※4： 安倍内閣は、昭和47年政府見解の「第三段落」部分について、これが「基本的な論理①」、「基本的な論理②」、「帰結（あてはめ）」といった構造分割ができると勝手に主張している。そして、昭和47年政府見解における「いわゆる集団的自衛権行使は違憲である」という記載は、「あらゆる（フルセット or フルスペック）の集団的自衛権行使は違憲である」という結論を「日本国民の生命等が根底から覆されることがあるのは、我が国に武力攻撃が発生した場合のみである」というその当時の事実認識

に基づき「帰結（あてはめ）」として述べているだけのもので、昭和47年政府見解がそもそも法理として許容している「限定的な集団的自衛権行使」についての合憲・違憲はこの「帰結（あてはめ）」の箇所では何ら述べていないと主張している。

つまり、これと同様に歴代の政府による「集団的自衛権行使は違憲である」という数多ある全ての国会答弁、政府見解は「あらゆる（フルセット or フルスペック）の集団的自衛権行使について違憲と述べているもの、あるいは、非限定的な集団的自衛権行使は違憲と述べているものであり、限定的な集団的自衛権行使の合憲・違憲は何ら述べていないものである」という驚愕の主張している。

※5： 「新三要件」は「基本的な論理」に書かれている内容を分解して並べただけのものであるが、その際に、「明白な危険」という緩和要件を火事場泥棒的に追加している（7.1閣議決定に向かう与党協議の当初は「おそれ」だった旨報道）。

「限定的な集団的自衛権行使」は「基本的な論理」に元々含まれており、「新三要件」はその「基本的な論理」の内容に基づき導かれたものなのだから、「新三要件」とは「限定的な集団的自衛権行使」を容認する要件であり、よって、「新三要件」を満たす全ての集団的自衛権行使は憲法9条において合憲となる。（つまり、安倍内閣は、昭和47年政府見解には元々その内容として「新三要件」が法理として含まれていたのだと主張しているのである。）

※6： 安倍内閣は、7.1閣議決定の解釈変更とは、憲法9条の規範である「基本的な論理」は何も変えていないものであるとしている。すなわち、我が国を取り巻く安全保障環境の変化から、ホルムズ海峡の事例や邦人親子避難の事例などが社会的事実として現実に起こり得るとの新しい事実認識を持ったので、昭和47年政府見解に基づく「基本的な論理」から「限定的な集団的自衛権行使」を含む「新三要件」を作り出し、この「新三要件」を満たすのであれば「限定的な集団的自衛権行使」ができるという憲法9条の解釈の再整理をしたという意味で「解釈変更」と言っているだけとしている。

しかし、その実態は、「論理の捏造」により憲法9条の規範そのものを改変し、平和主義の法理の切り捨て、立法事実の不存在を強行し、歯止め無き・無限定の武力行使を解禁する「新三要件」を生み出している、解釈改憲そのものである。

■小西洋之君提出 七・一閣議決定における内閣法制局設置法上の意見事務の実態等に関する質問に対する答弁書（平成27年3月24日答弁83号）

内閣官房国家安全保障局は、平成二十六年六月三十日、内閣法制局に対し、御指摘の閣議決定の案文を送付して意見を求め、内閣法制局は、これに対し、所要の検討を行った上、同年七月一日、内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）の規定に基づき、口頭で、意見はない旨の回答をしたものである。